

**東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る
一部負担金等の取扱いについて・その１２
(平成２４年３月以降の診療等分の取扱い)**

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者の方の医療機関の窓口における患者負担の取扱いにつきまして、厚生労働省保険局医療課より平成 24 年 2 月 3 日に下記のとおり通知が発出されました。

平成 24 年 3 月 1 日以降も、以下の方については、引き続き、医療機関等での窓口負担は免除となります。

1. 保険医療機関等での確認

(1) 保険者から交付された「一部負担金等の免除証明書」を提示した者については、以下のように取り扱う。

① 国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会の被保険者等の場合

免除証明書に有効期限が「平成 24 年 2 月 29 日まで」と印字されている場合においても、平成 24 年 9 月 30 日までは従前どおり、窓口での一部負担金の支払いを免除すること。(入院時食事療養費等に係る標準負担額等については除く。)

② 全国健康保険協会以外の被用者保険の被保険者の場合

免除証明書の有効期限として、平成 24 年 3 月 1 日以降の日付が印字されている場合のみ、当該日付まで従前どおり、窓口での一部負担金の支払いを免除すること。(入院時食事療養費等に係る標準負担額等については除く。)

有効期限が「平成 24 年 2 月 29 日まで」と記載されている証明書を提示した場合は、平成 24 年 3 月以降は、窓口での一部負担金の支払いは免除せず、通常の保険診療と同様に取り扱うこと。

(2) 市町村の全域が警戒区域等となっているため、免除証明書の交付を要していない以下の市町村においては、平成 24 年 3 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までの期間においても、被保険者証の提示により免除証明書の提示に代えることができることとなるため、以下の市町村国保の被保険者又は福島県後期高齢者医療広域連合の被保険者で被保険者証に記載された住所が以下の市町村である者については、被保険者証等により住所が以下の市町村の区域であることを確認するとともに、一部負担金免除の対象者の要件に

該当することを口頭により申し出ることです。

福島県：広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

2. 入院時食事療養費等の標準負担額等の免除措置について

入院時食事療養費等の標準負担額等の免除措置は、平成24年2月29日までとされているが、それに係る保険医療機関等における請求の方法等については追って連絡すること。

◎ 入院時食事療養費及び入院時生活療養費の自己負担の免除は、平成24年2月29日までとなります。

※ 警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）

【参考】

1. 免除を受けることができる期限と対象者

- ・ 東京電力福島原発事故による警戒区域等（注）のすべての住民の方（※1）
⇒ 平成25年2月28日まで
- ・ 東日本大震災による被災区域（警戒区域等（注）以外）の住民の方で国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会にご加入の方（※1）（※2）
⇒ 平成24年9月30日まで

<p>（注） 「警戒区域等」とは、</p> <ul style="list-style-type: none">① 警戒区域② 計画的避難区域③ 旧 緊急時避難準備区域④ 特定避難勧奨地点（ホットスポット） <p>と指定された4つの区域等をいいます。</p>
--

（※1） 震災発生後、他市町村へ転出した方を含みます。

（※2） その他の医療保険にご加入の方は、ご加入の保険者により、引き続き、窓口負担が免除されることもありますので、詳細については、ご加入の保険者にお問い合わせください。

2. 国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会にご加入の方は、有効期限欄に「平成24年2月29日まで」と記載されている免除証明書でも、引き続き使用することができます。(※3)

(※3) その他の医療保険にご加入の方で、引き続き、窓口負担が免除される方は、免除証明書の更新が必要となります。

*ただし、「福島県の以下の市町村国保にご加入の方」または「福島県の後期高齢者医療制度にご加入の方で、保険証に記載された住所が以下の市町村である方」は、平成24年9月30日までは、引き続き、免除証明書の提示は不要です。

福島県：広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

〈窓口負担が免除される方〉

(1) 災害救助法の適用地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域の住民（地震発生後、他市町村へ転出した方を含む）

であり、

(2) 以下のいずれかに該当する方

- ① 住宅の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした方
- ② 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥ 原発の事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域及び旧緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
- ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

◎ 平成24年3月1日以降も、以下の方については、引き続き、医療機関等の窓口負担は免除となります。

1. 免除を受けることができる期限と対象者

- 東京電力福島原発事故による警戒区域等(注)のすべての住民の方(※1) → **平成25年2月28日まで**
- 東日本大震災による被災区域(警戒区域等(注)以外)の住民の方で、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会にご加入の方(※1)(※2) → **平成24年9月30日まで**

(※1) 震災発生後、他市町村へ転出した方を含みます。

(※2) その他の医療保険にご加入の方は、ご加入の保険者により、引き続き、窓口負担が免除されることもありますので、詳細については、ご加入の保険者へお問い合わせ下さい。

(注) 「警戒区域等」とは、

- ① 警戒区域
 - ② 計画的避難区域
 - ③ 旧緊急時避難準備区域
 - ④ 特定避難勧奨地点(ホットスポット)
- と指定された4つの区域等をいいます。

＜ 窓口負担が免除される方 ＞

- (1) 災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域の住民(地震発生後、他市町村へ転出した方を含む)であり、
- (2) 以下のいずれかに該当する方
 - ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
 - ⑥ 原発の事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域及び旧緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
 - ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

2. 国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会にご加入の方は、有効期限欄に「平成24年2月29日まで」と記載されている免除証明書でも、引き続き使用することができます。(※3)

(※3) その他の医療保険にご加入の方で、引き続き、窓口負担が免除される方は、免除証明書の更新が必要となります。

※ ただし、「福島県の以下の市町村国保にご加入の方」又は「福島県の後期高齢者医療制度にご加入の方で、保険証に記載された住所が以下の市町村である方」は、平成24年9月30日までは、引き続き、免除証明書の提示は不要です。

市町村名

広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

免除証明書に関してご不明な点があれば、ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせください。

◎ 入院時食事療養費及び入院時生活療養費の自己負担の免除は、平成24年2月29日までとなります。